

事務連絡
令和2年11月18日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その3の2）について （令和2年5月11日山口県岩国市発注の工事に伴う死亡事故）

本年5月11日、山口県岩国市発注の推進工法による下水管路の布設工事において、写真撮影のために管内に進入した作業員1名、救出のため管内に進入した作業員2名の計3名が救急搬送され、うち1名が急性硫化水素中毒による肺水腫により死亡するという事故が発生しました。

事故原因等について確認した結果、以下の点で安全対策に不備があったことが確認されました。

- ・ 受発注者ともに硫化水素発生の恐れがあることを認識しており、受注者はその対策をするよう明記した仕様書に基づき工事を実施していたが、事故当日は完了写真の撮影のみであることから、2箇所ある立坑の片側から換気を行い、もう片側は覆工板をかけたままだった

本事故の発生状況と再発防止策については、別紙をご確認ください。

各下水道管理者におかれましては、工事現場へのパトロール等を通じ、施工計画書等に基づく作業手順での施工や安全管理の徹底など改めて確認するとともに、安全管理に対する指導を徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いいたします。

【事故発生状況】

- ・ 硫化水素発生への恐れがあることから、その対策を講じ工事を実施するよう発注者が仕様書に明記し、受注者はそれに基づき工事を実施していた。
- ・ 河川横断部の推進管布設作業の完了後、①発進側立坑から管内の完成写真を撮りに作業員A・Bの2名が入った。
(この時、発進側立坑の硫化水素濃度の測定、換気は行っていたが、短時間の写真撮影のみであるため、到達側立坑の覆工板は閉じたままで、硫化水素濃度の測定も行っていなかった)
- ・ 管内で異臭を感じ、作業員Bは自力で地上に脱出した。
- ・ 管内に残っている作業員Aの救助のため、②到達側立坑から作業員Bと作業員Cが、③発進側立坑から作業員Dが救出を試みたが作業員C・Dの2名が気分不良となり管内の作業員Aは心肺停止となった。(作業員A・C・Dの3名は共に到達側立坑から病院へ搬送)

【状況写真】発進側立坑(事故前)



【状況写真】到達側立坑(事故前)



【再発防止策】

- ・ 管内及び立坑内での作業は、到達側立坑の覆工板を外し両方の立坑から換気を行い、入坑前に硫化水素濃度を測定し安全を確認した上で行う。
- ・ また、管内及び立坑内で作業を行う作業員の酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育の受講状況を確認し、未受講者には受講させるとともに、継続的な安全教育を行う。
- ・ 万が一に備え、空気呼吸器や救出用ゴンドラ等を準備し作業中の硫化水素の発生を想定した訓練を実施する。
- ・ 発注者は定期的なパトロール等により、適正な換気や安全教育の徹底、作業員の安全意識の向上に努める。

【状況図】

